

## 那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金交付要綱

(平成31年3月29日こどもみらい部長決裁)

(令和3年3月25日こどもみらい部長決裁)

(令和4年3月24日こどもみらい部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上を図るため、就職した未就学児を持つ潜在保育士に、保育料軽減助成金を支給する保育所等の事業者を対象に、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育士及び保育教諭をいう。
- (2) 未就学児 潜在保育士の子で、公立または私立の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を利用し、または利用が決定した2歳児（当該施設を利用した日の属する年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童）までの児童をいう。
- (3) 潜在保育士 保育士の登録を受けた日から1年以上経過した者又は保育士の登録を受けた日から1年未満の者のうち指定保育士養成施設を卒業若しくは保育士試験に合格した日から1年以上経過した者で、保育所等又は認可外保育施設で1年以上保育士等として就労していない、未就学児を持つ者をいう。
- (4) 保育所等 私立の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所をいう。
- (5) 保育料軽減助成金 保育所等を運営する事業者が、就職した潜在保育士に補助金を活用して支給する助成金をいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、就職した潜在保育士に保育料軽減助成金を支給する事業とする。

2 保育料軽減助成金の支給は、沖縄県が実施している「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」との併給をさまたげない。

(保育料軽減助成金の対象者)

第4条 保育料軽減助成金の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内の保育所等に採用された日(以下「採用日」という。)が平成31年4月1日以後の潜在保育士で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 採用日から同一の保育所等で保育士等として6月以上勤務し、その職務を良好な成績で遂行した者

- (2) 採用日における年齢が65歳未満の者
- (3) 採用日以前1年以内に、保育所等において保育士等として勤務していない者
- (4) 週の勤務時間が20時間以上の者
- (5) 採用日から1年以上継続して勤務する意思のある者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、保育料の1/4として月13,250円を上限とする。

2 保育料軽減助成金の対象となる未就学児が複数いる場合は、当該未就学児の保育料を合算した保育料の1/4として月13,250円を上限とする。

3 補助金の対象となる期間は、対象者の採用日の翌月から起算して12月を上限とする。

(交付申請に係る事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象者を採用した日から1月以内に、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金に係る事前協議書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者一覧(第1号様式(別紙1))
- (2) 対象者の当該年度の所得証明書及び前年分の源泉徴収票
- (3) 対象者の雇用が確認できる書類(雇用契約書の写し等)
- (4) 対象者の保育士資格証または幼稚園教諭免許状の写し
- (5) 対象者の保育料が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)
- (6) 対象者と未就学児の関係を証明する書類(住民票)
- (7) その他、市長が必要とする書類

2 市長は、前項に規定する事前協議に係る書類を審査し、必要な要件を備えていると認めるときは、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金事前協議確認書(第2号様式)により、その旨を通知する。

3 前項の通知を受けた者は、事前協議書の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、対象者の勤務期間が6月及び12月を経過した日から速やかに、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金交付申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務等実績報告書(第3号様式別紙1)
- (2) その他、市長が必要とする書類

2 申請者は、事前協議を行った対象者が保育料軽減助成金の支給を行う前に退職した場合においても、保育料軽減助成金の支給を行うよう努めなければならない。

3 潜在保育士の子が、第1項の交付申請を行う時点において、未就学児に該当しない場合は、未就学児の要件に該当する期間の補助金を交付する。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金の交付条件は下記のとおりとする。

- (1) 補助金を対象者への保育料軽減助成金の支給以外に使用しないこと。
- (2) 保育料軽減助成金の支給に伴い、対象者への賞与や処遇改善等加算等の額を減額しないこと。

(保育料軽減助成金の支給)

第10条 補助事業者は、市長からの補助金交付決定通知後、速やかに対象者に保育料軽減助成金を支給しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、対象者に保育料軽減助成金を支給したときは、支給した日から1月以内もしくは支給した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育料軽減助成金支給実績一覧(第5号様式別紙1)
- (2) 保育料軽減助成金を支給したことが確認できる資料(給与明細書の写し等)
- (3) その他、市長が必要とする書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金額の確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度における保育所等の運営を円滑に行うため、平成31年4月1日前に潜在保育士を採用する必要があると認められるときは、第4条中「平成31年4月1日」とあるのは「平成31年3月1日」とする。
- 3 この要綱は、令和5年3月31日限り、この効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。